

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県稲敷市長

公表日

令和8年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払に関する事務 ・認定請求の受付、審査等（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・現況届の受付、審査等（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・その他届出の受付、審査等（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・保育料、給食費等の徴収に関する事務（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・住民情報、所得情報、年金情報、公金受取口座情報の取得に関する事務 ・物価高対策子育て応援手当の支給に関する事務
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、申請管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能、物価高対策子育て応援手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の81、135の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44、74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表106、107、160の項、第108条、第109条、第162条 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表42、125、141、161の項、第44条、第127条、第143条、第163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課・こども支援課 電話029-892-2000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 こども支援課 電話029-892-2000
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット紹介を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末の利用は、ICカードとパスワードによる認証により担当職員に限定されている。また、児童手当システムへのアクセスも同様にICカードとパスワードによりアクセス制限がされており、担当していない職員が閲覧することは不可能である。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月14日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払に関する事務 ・認定請求の受付、審査等 ・現況届の受付、審査等 ・その他届出の受付、審査等 ・保育料、給食費等の徴収に関する事務 ・住民情報、地方税情報、年金情報、公金受取口座情報の取得に関する事務	事後	公金受取口座情報を活用した公的給付等の支給開始による変更
令和4年12月14日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	公金受取口座情報を活用した公的給付等の支給開始による変更
令和4年12月14日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第56項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	・番号法第9条第1項 別表第一 第56, 101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	公金受取口座情報を活用した公的給付等の支給開始による変更
令和4年12月14日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第74, 75項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第40, 40の2条) 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第26, 30, 87項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19, 44条)	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第74, 75, 121項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第40, 40の2, 59の4条) 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第26, 30, 87, 106項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19, 44, 53条)	事後	公金受取口座情報を活用した公的給付等の支給開始による変更
令和7年1月10日	表紙 評価書名	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	法改正による変更
令和7年1月10日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	本市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	本市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払に関する事務 ・認定請求の受付、審査等 ・現況届の受付、審査等 ・その他届出の受付、審査等 ・保育料、給食費等の徴収に関する事務 ・住民情報、地方税情報、年金情報、公金受取口座情報の取得に関する事務	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払に関する事務 ・認定請求の受付、審査等（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・現況届の受付、審査等（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・その他届出の受付、審査等（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・保育料、給食費等の徴収に関する事務（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・住民情報、所得情報、年金情報、公金受取口座情報の取得に関する事務	事後	見直しによる変更
令和7年1月10日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	児童手当システム（標準化前）、児童手当システム（標準化後）、宛名管理システム、申請管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）	事後	オンライン手続き導入による変更
令和7年1月10日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第56, 101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	法改正による変更
令和7年1月10日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二（第74, 75, 121項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第40, 40の2, 59の4条） 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二（第26, 30, 87, 106項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第19, 44, 53条）	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表106, 107の項, 第108条, 第109条 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表42, 125, 141, 161の項, 第44条, 第127条, 第143条, 第163条	事後	法改正による変更
令和7年1月10日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年1月10日 時点	事後	見直しによる変更
令和7年1月10日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年1月10日 時点	事後	見直しによる変更
令和7年1月10日	IV 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	新様式への移行による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	新様式への移行による追加
令和8年1月9日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払に関する事務 ・認定請求の受付、審査等（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・現況届の受付、審査等（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・その他届出の受付、審査等（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・保育料、給食費等の徴収に関する事務（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・住民情報、所得情報、年金情報、公金受取口座情報の取得に関する事務	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払に関する事務 ・認定請求の受付、審査等（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・現況届の受付、審査等（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・その他届出の受付、審査等（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・保育料、給食費等の徴収に関する事務（サービス検索・電子申請機能での申請を含む。） ・住民情報、所得情報、年金情報、公金受取口座情報の取得に関する事務 ・物価高対策子育て応援手当の支給に関する事務	事前	「令和7年度物価高対策子育て応援手当」の支給に伴う追加
令和8年1月9日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム（標準化前）、児童手当システム（標準化後）、宛名管理システム、申請管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能（びったりサービス）	児童手当システム（標準化後）、宛名管理システム、申請管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能（びったりサービス）、物価高対策子育て応援手当システム	事前	「令和7年度物価高対策子育て応援手当」の支給に伴う追加
令和8年1月9日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	・番号法第9条第1項 別表の81、135の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44、74条	事前	「令和7年度物価高対策子育て応援手当」の支給に伴う追加
令和8年1月9日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表106、107の項、第108条、第109条 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表42、125、141、161の項、第44条、第127条、第143条、第163条	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表106、107、160の項、第108条、第109条、第162条 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表42、125、141、161の項、第44条、第127条、第143条、第163条	事前	「令和7年度物価高対策子育て応援手当」の支給に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	I 1. ③システムの名称	児童手当システム(標準化前)、児童手当システム(標準化後)、宛名管理システム、申請管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)、物価高対策子育て応援手当システム	児童手当システム、宛名管理システム、申請管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)、物価高対策子育て応援手当システム	事前	
令和8年10月27日	I 1. ③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、申請管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)、物価高対策子育て応援手当システム	児童手当システム、宛名管理システム、申請管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能、物価高対策子育て応援手当システム	事前	システム移行による名称削除